

- 令和7年度那覇市保育所等可動間仕切り等支援事業の候補者の再募集にかかるご質問について、  
以下のとおり回答いたします。

	頂いたご質問	回答
1	・可動式仕切りということですが、パーテーションでも対象でしょうか。	・簡易的なものであれば対象外の可能性がございます。費用が500万円未満であれば対象外となります。
2	・必要書類見積書に公的機関とありますが、具体的にご教示いただけますと幸いです。	・民間3社でのお見積作成で進めて頂ければと存じます。
3	・部屋用途変更であれば、間仕切り等の制限がなく改修できるということでよろしいでしょうか。職員用の着替えスペース確保が目的です。	・この目的（職員用の着替えスペースの確保）ですと、補助金の目的から外れるため対象外となります。
4	・この支援事業は、今年度のみの事業でしょうか。	・現時点では不明です。
5	・事業計画書の事業計画欄の記載について。現在、発達障がいの子を受入中だが、どこにチェックを入れるのか？もし間仕切り支援事業で改修が行なえて、かつ、保育士がいれば受入れ人数増の見込みです。	・事業計画書欄中、「□発達支援児の受入れを行う」にチェックを入れ、最下部の備考欄に「本事業で改修が行なえ、かつ、保育士がいれば受入れ人数増の見込み。」と記載してください。
6	・募集要項の対象要件について 2(2) 対象保育所等の条件 本市に所在する対象保育所等のうち、入居者のニーズに合わせた保育室の整備を行うため、可動間仕切り工事及び部屋の使用目的を変えるための内部改修工事による整備で、各種検査及び引き渡しまで含めて令和7年度内で完了できる事業を対象とします。 Q：部屋の使用目的を変えるための内部改修工事とありますが、5歳児クラスにロフト設置や廊下・5歳児クラスのフローリング張替も対象でしょうか？	・年齢ごとの受入れ人数の不均衡の解消を目的とした改修でなければ、ご質問の改修は対象外と考えます。
7	・業者からの見積書を確認したところ「可動間仕切り工事」が約▲▲▲万の為、対象条件の500万にならないのですが、やはり事業の対象ではないのでしょうか？	・本事業の募集要項 2(3)②に記載にありますとおり、対象外となります。 2(3)② 補助対象経費が500万円以上のものとする（補助上限は750万円）